

ID: 676

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の位置等の措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第12条第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。</p> <p>第12条</p> <p>2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日